

緊急事態宣言発出【7月12日～8月22日】に伴う環境部所管の施設（及び事業等）
について

1 むさしのエコreゾーン

- 施設の利用人数について50%以下の入場規制を行う。（1階50名まで、2階12名まで）
- ボルダリングは休止する。
- 木製ボールプール（1基）及び積み木プール（3基）は木製ボール及び積み木を撤去する。

2 喫煙トレーラーハウス

- 吉祥寺駅については、7時から21時の運用時間を7時から20時に時間短縮して運用する。（なお、利用者数の制限（最大6人）は継続実施する。）

3 市立公園

- 中道公園及び関前公園のじゃぶじゃぶ池、吉祥寺東町ふれあい公園の徒渉池については休止する。（通常7月中旬から9月中旬で開設）
- むさしの自然観察園等における市主催イベントは中止する。（なお、農業ふれあい公園及び吉祥寺東町農業公園における体験教室は感染防止対策を徹底して実施する。）
- 公園使用で実施される民間団体の主催イベントは適正な対応をとるよう要請を行う。